

第5節 消防用水・消防活動上必要な施設

第1 消防水

令第27条の規定によるほか、次によること。

1 設置場所

令第27条第3項第2号及び第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 消防水は敷地内に設けること。
- (2) 令第27条第3項第2号に規定する「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の各部分（地上1m程度）をいうものとする。

2 地盤面下に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

(1) 吸管投入孔

ア 吸管投入孔の大きさは、1辺の長さが0.6m以上の矩形又は直径が0.6m以上の円形とすること。

イ 吸管投入孔は、消防用水の有効水量（当該消防用水が設けられている地盤面の高さから4.5m以内の部分の水量をいう。）が80m³未満のものは1個以上、80m³以上のものは2個以上設けること。☆

ウ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合において、設置場所が車両の通行に供される場所にあっては、車両の通行に耐える強度のものとすること。 ◇

(2) 有効水源水量の確保 ◇

吸管を投入する部分の水深は、0.5m以上とし、その部分の広さは、1辺の長さ又は直径が0.6m以上とすること。

3 地盤面下に設ける消防用水で採水口を設けるもの

(1) 採水口

ア 採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号）に規定される呼称75のめねじに適合する単口のものとすること。

イ 採水口の設置個数は、令第27条第3項第1号の規定により必要とされる水量に応じて、第1-1表の個数以上設けること。

第1-1表

水　量	40m ³ 未満	40m ³ 以上120m ³ 未満	120m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

ウ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。 ◇

(2) 配管

規則第12条第1項第6号ニ、ホ、ト及びチの規定並びに第2節第4 屋内消火栓設備7、(1)、(2)ク及びケの規定に準じて設けるほか、次によること。

第2章第5節 第1 消防用水

- ア 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。
- イ 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。
- ウ 吸水管にはろ過装置及びフート弁を設けること。

4 地盤面より高い部分に設ける消防用水

(1) 採水口

- ア 採水口は、前3、(1)の規定によること。
- イ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとすること。

(2) 配管

- ア 前3、(2)及び同アからイの規定によること。
- イ 吸水管にはろ過装置を設けること。

(3) 採水口からの吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置 ◇

第2節第4 屋内消火栓設備5の規定を準用すること。

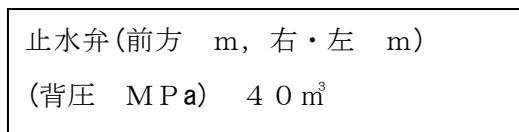
5 消防用水の表示標識 ◇

採水口にあっては、条例等規則別表第1による標識を設けるとともに、状況によって止水弁の位置等を記載した掲示板を設けること。

※ 掲示板の記載事項等

取水可能水量、止水弁の位置、地盤面より高い部分に設ける消防用水の場合の背圧等を記載し、大きさは問わない。(第1-1図参照)

例



第1-1図